厚生労働省
埼玉労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和8年10月15日(木)
【照会先】
埼玉労働局労働基準部賃金室
室　　長　木下　勝規
地方賃金指導官　廣川　圭介
(電話)　048-600-6205

埼玉県特定(産業別)最低賃金の改正について
～令和8年12月1日発効～

埼玉労働局長(田平　浩二(たびら　こうじ))は、埼玉地方最低賃金審議会(会長　野崎　正(のざき　まさし))から答申を受けた5件の埼玉県特定(産業別)最低賃金について、各異議申出期間満了日までに異議申出の提出がなかったことから、答申の内容のとおり順次改正決定し、官報公示の手続きを進めています。

以下の金額で、いずれも令和8年12月1日に発効する予定です。

特定(産業別)最低賃金	現行時間額	引上げ額	引上げ率	**改正時間額**	発効予定日
非鉄金属　※1	1,161円	55円	4.74%	**1,216円**	令和8年12月1日
光学機械　※2	1,177円	55円	4.67%	**1,232円**	
電子部品　※3	1,168円	55円	4.71%	**1,223円**	
輸送用機械　※4	1,165円	59円	5.06%	**1,224円**	
自動車小売　※5	1,152円	55円	4.77%	**1,207円**	

※1～5の適用される業種の範囲については、裏面の説明を参照ください。

(参考)

地域別最低賃金	引上げ額	引上げ率	**時間額**	発効日
埼玉県最低賃金	55円	4.82%	**1,196円**	令和8年10月1日

注)複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

※1：非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）

※2：光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）

※3：電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※4：輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）

※5：自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）